

指定管理者制度に係る基本方針

平成 22 年 6 月
平成 29 年 5 月改正
鳥栖市

1 趣 旨

指定管理者制度は、地方自治法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 81 号）の施行に伴い、公の施設のより効果的・効率的な管理を行うため、その管理に民間の能力を活用するとともに、その適正な管理を確保する仕組みを整備し、住民サービスの向上や、経費の節減等を図ることを目的として創設されたものであり、本市では平成 18 年度から本制度を導入している。

今回、指定管理者制度の趣旨やこれまでの実績を踏まえ、今後の指定管理者制度の効果的な導入を図るため、基本的な考え方をまとめたものである。

2 基本的な考え方

- (1) 指定管理者制度を、「公の施設」の有力な管理手法のひとつとして位置づける。
- (2) 指定管理者制度の活用は、「公の施設の設置目的を効果的に達成することができる」と考えられる場合」とされている地方自治法の趣旨から、施設の設置目的を踏まえて判断する。
- (3) 上記（1）、（2）を踏まえ、「公の施設」の管理運営は、住民サービスの向上を図るとともに、適正かつ効率的な運営を図ることを目的に、指定管理者制度の活用を図っていくものとする。
- (4) 指定管理者のノウハウを十分に生かし、事務の効率化を最大限に図るため、可能な限り総合的な施設管理を委ねるものとする。

なお、基本的事項は、次のとおりとする。

基本的事項

- (ア) 指定管理者に管理を行わせる期間は、原則として 3 年間から 5 年間とする
- (イ) 原則として利用料金制度を活用し、インセンティブ効果による経費の縮減を図る
- (ウ) 民間事業者等の知識、能力、経験等を生かせる場合は、公募による選定を原則とする

3 指定管理者制度の更新及び新規導入

指定管理者制度の更新及び新規導入に当たっては、施設の形態に応じて、次の区分に基づき、施設の性格、設置目的、業務の特殊性や専門性などの観点から、検討を進めるものとする。

(1) 更新する施設

更新する施設については、利用者の意見や費用対効果など様々な角度から、指定管理者による管理を検証し、継続して指定管理者による管理とするか等、総合的に判断するものとする。

(2) 新規に導入する施設（市が直接、管理している施設）

新規に導入する施設については、その施設の性格や導入効果等を総合的に勘案しながら

ら、直営による管理を継続するか、指定管理者制度への移行を進めるか等、総合的に判断するものとする。

(3) 新規に供用開始する施設

新規に供用開始する施設については、企画段階において、完成後の施設管理を直営により行うか、指定管理者制度により行うかを明確にしたうえで計画を進めるものとする。

(4) 法令等の規定により管理主体が市に限定されている施設

法令等の規定により管理主体が市に限定されている施設については、指定管理者制度の対象外とし、市が直接管理するものとする。

4 設置条例の改正及び制定

指定管理者制度を導入する場合は、地方自治法に規定された事項を定めるため、それぞれの「公の施設」の設置や管理に関する条例の改正又は制定を行うものとする。

5 公募及び非公募の考え方

指定管理者の選定に当たっては、施設の設置目的を最も効果的、効率的に達成できるとともに、安定した管理を行うことができるよう、次の区分に応じて選定するものとする。

(1) 公募とする施設

民間事業者等が既に事業展開を行っている分野で、民間の技術やノウハウを導入することにより、施設の設置目的を効果的に達成し、当該施設の円滑な管理を行うことが期待できる施設は、公募によることを原則とし、企画書提案内容等を勘案して選定委員会において選定するものとする。

(2) 非公募とすることができる施設

①市民活動の地域拠点となる施設

地域コミュニティづくりの中心となることが期待できる施設、又は設置目的が地域に固有のものと認められる施設等で、地域の人材を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できる施設については、指定管理者として適当と認められる地域の団体等を公募によらない方法で選定することができるものとする。

②市出資法人等の設立目的と同様の趣旨で設置されている施設

市出資法人等の設立目的と同様の趣旨で設置されている施設にあつては、当該出資法人等が施設管理及び事業運営を一体的に実施することにより、効果的に施設の設置目的を達成できると判断される場合においては、当該出資法人等を公募によらない方法で選定することができるものとする。

③その他市長が特に認める場合においては、公募によらない方法で選定することができるものとする。

6 指定管理者候補者の選定

公募する施設の指定管理者候補者の選定については、行政関係者に加え、学識経験者、利用者代表等による指定管理者選定委員会を設置し、審査を行うものとする。

7 協定の締結

管理の基準や業務の範囲等、条例で定める事項のほか、事業報告書の提出期限、指定管理者に支出する委託料の支払い方法、施設内の物品の所有権の帰属等の管理業務の実施にあたっての細目的事項については、市と指定管理者の間の協定により定めることとし、両者の間で協定を締結するものとする。

また、協定は、業務内容を定めた基本協定と指定管理料を定めた年度協定を締結するものとする。

8 指導、監督の徹底

指定管理者は、施設設置者に代わって、使用許可権限、管理権限などを代行することになるため、施設の設置目的を十分理解のうえ、設置者の意向に沿った管理が遂行されるよう、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲を明確にし、指導、監督を徹底するものとする。

9 個人情報の保護及び情報公開

指定管理者が管理を通じて取得した個人情報については、その取扱いについて十分留意し、施設の設置条例で個人情報の保護に関して必要な事項を定めるほか、個人情報保護条例において必要な事項を指定管理者との間で締結する協定に盛り込むことを規定する等、必要な措置を講ずるものとする。